

## 泉大津市事前協議制度実施要綱

### (趣 旨)

第1 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく事務のうち、泉大津市都市開発許可担当課所管に係る事務の円滑な処理と適正な法の運用を図るため事前協議制度を設け、その運用について必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2 この要綱において事前協議とは、開発又は建築（以下「開発等」という。）をしようとする者が、法に基づく申請に先だつてあらかじめ当該計画の概要について市長と協議し、指導を受けることをいう。

### (適用の範囲)

第3 事前協議は、原則として次の各号に定める開発等をしようとする者について適用するものとする。

- (1) 法に基づく開発等のうち、法第29条の規定による開発行為許可に係るもの
- (2) その他市長が必要と認めた場合

### (事前協議の内容)

第4 事前協議は、開発等をしようとする計画について市長が、法に基づく申請に先だつて必要と判断する事項及び開発等をしようとする者からの質問のあった事項について行うものとする。

### (事前協議の手続)

第5 事前協議をしようとする者は、別記様式に定める事前協議書（2部）に必要事項を記入し別表に掲げる図書を添付して行うものとする。

- 2 事前協議を受けた市長は、第1項の事前協議書の内容を審査するほか、必要に応じて当該事前協議書を利用して、他法令所管部局等と協議調整を行うものとする。
- 3 事前協議が完了したときは、申請者に事前協議書1部を返却するものとする。

### (事前協議書の有効期間)

第6 事前協議書の有効期間は、市長が事前協議書を返却した日から起算して一年とする。

- 2 前項の有効期間を経過したときは、事前協議書はその効力を失う。ただし、当該有効期間の経過前に開発等をしようとする者から法に基づく申請ができない旨の申出があり、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

### (法に基づく申請)

第7 法その他の法令に基づく申請をするときは、当該法令の規定による申請書（副本）に事前協議書原本を添付して行うものとする。

### (その他)

第8 この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

### (附 則)

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。